

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	募入決定の方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行日	
〇財務省告示第四百四十六号	省令第三十号（第五十条第十項の規定に基づき、平成十七年三月十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。）	平成十七年四月八日	財務大臣 谷垣 禎一	割引短期国庫債券（第三百七十回）	三十九年法律第六号（第五条第一項）	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受け、日本銀行とする。その振替機関は競争に付して行われる入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当て、当てる。	円 二兆九千九百九十六億	千九百九十九千円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十七年三月十日
募	額	平	す	の	振	千	十	二	の	平	
価	面	成	る	記	替	九	九	兆	載	十	
格	金	十	。	又	法	万	万	九	は	七	
	額	七		記	の	九	九	千	録	年	
	百	年		録	規	千	千	九	は	三	
	円	三		は	定	九	九	百	、	月	
	に	月		最	に	十	十	五	最	十	
	上	十		低	よ	五	日	億	低	日	
	の	日		額	る	億		六	額		
	そ			に	る	千		千	に		
	れ			よ	る	九		九	よ		
	ぞ			る	る	百		百	る		
	れ			も	る	九		九	も		
	の			の	と	十		五	の		
	応			と		億		億	金		
						七		七	簿		

